

## 深川地域消費者センター

高齢者を見守り 消費者被害に気づき 消費者センター・警察につなぐ



# 地域見守り情報



No.4

令和7年6月 日

発行

深川地域消費者センター

深川市3条18番36号

働く婦人の家内

## 令和6年度 深川市消費生活相談の特徴

深川市・妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町

★相談件数は201件で、前年度に比べ75件増加

★70歳代以上の割合が全体の34%、60歳代以上の割合は59%を占める

★「通信販売」が全体の34%、昨年に引き続き「定期購入」のトラブル増加

★商品別では、迷惑メールや不審な電話を含む「商品一般」が最多

令和6年度、当センターに寄せられた消費者相談件数は201件で、令和5年度の126件と比べ75件増加し前年度の約1.6倍となりました。

契約当事者の年代は、依然として70歳代以上の割合が高く34%で、60歳代以上は59%を占めています。

### ■商品・役務別

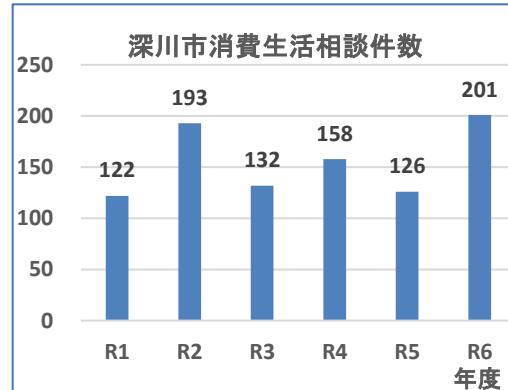
前年度に比べ「商品一般」「健康食品」「固定電話」の件数が増加しています。

### ■販売方法・手口

「定期購入」に関する相談は25件で、前年度15件と比較し10件増加しています。

特に、50歳代から70歳代以上の幅広い年齢層からの相談も多く、SNSをきっかけとした「詐欺的定期購入」が増加しています。

また、通信販売業者やクレジットカード会社を装った「フィッシング詐欺」や「クレジットカードの不正請求」「偽サイト」など、詐欺的なトラブルも後を絶たない状況にあります。



### 商品別：上位5位

令和5年度	件数	令和6年度	件数
商品一般	15	商品一般	21
健康食品	11	健康食品	18
化粧品	8	電報・固定電話	14
内職・副業	7	インターネット 通信サービス	13
自動車	6	化粧品	12

## 「消費者被害防止出前講座」好評です！

講座で、「訪問販売お断り」ステッカーを配布  
(枚数に限りがあります)

当センターでは、消費生活相談が寄せられた事例をもとに、対処法の説明や地域の見守りなどを行う「出前講座」を開催しています。

悪質商法・特殊詐欺の手口は日々変化しています。グループ・団体で、お申し込みください。

深川地域消費者センター

0164-26-2210

相談受付時間 午前10時～午後4時（土・日・祝日・年末年始を除く）



## 電気の強引な勧誘に注意！

**事業用として契約した場合、クーリング・オフは適用外です。**

「今より安くなる」と、販売員の言葉を鵜呑みにして、契約したところ…。

「以前より、高額になった！」「違約金を請求された！」こんな相談が増えています！

### 相談事例① 70歳代 男性 契約した覚えがないガスやオプションが契約になっていた！

昨日、屋外で農作業をしていると、電力会社の名刺を渡され「冬季間に案内資料を送付している。電気代が安くなる説明を3分ほどしたい」と言われ3分ならと承諾した。販売員は、動力の条件等を説明していたが、自分には全く理解できなかった。説明は長時間続き帰ってもらえないで、電気が今より安くなるならと切り替えを承諾した。冷静になって契約書を確認したところ、農業用・家庭用の電気とガスのセットプランと複数のオプション契約をしたことになっていた。販売員の強引な態度で断ることができず契約したがクーリング・オフできるか。

### 相談事例② 50歳代 男性（契約者は80歳代の母親）

1年ほど前、80歳代の母が営む店舗に、聞いたことがない電力会社代理店が訪問し、「今の電力会社より、電気代を安く抑えられる」と、切り替えを勧められた。自分も説明を聞き、今より安くなるのであればと、店舗用と家庭用電気の事業者を切り替えた。最近、昨年に比べ高額な電気代金の引落があり、請求書を確認したところ、全く営業に不要なオプション料金が毎月引落されていた。事業者に解約を申出たところ、契約期間が3年間になっており中途解約した際の違約金27,300円を請求された。



### 【相談結果】

事例①②とも契約書面にはクーリング・オフ制度の記載がありました。原則、事業用として契約した商品・サービス等については、適用外となります。事例②のオプション契約については、3ヶ月間の無料期間が終了し、電気代に上乗せされ請求されました。

当センターより電力会社に、勧誘の際にプラン及び算定方法、オプションの契約内容等を説明する義務があること、業務に全く必要としないオプションが契約となっていること等を伝え、事例①は家庭用、農業用も含め解約となり、事例②については、解約事務手数料を差引いた額の違約金が返金されました。

### ひとこと！アドバイス

#### ▶電気・ガスの料金プランや算定方法を理解し、契約内容を把握してから契約する。

電力・ガス会社は、勧誘の際にプラン及び算定方法について説明を行う義務があります。

契約内容やオプションなど、契約条件や料金の割引期間等を把握した上で契約しましょう。

#### ▶契約を変更してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。

事業者から電話や訪問販売で勧誘を受け、電気やガスの切り替えについて承諾した場合、契約書面を受取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。

ただし、事業用として契約した商品・サービスについては、クーリング・オフはできません。

#### ▶検針票の記載情報は個人情報です！電話勧誘や訪問販売で聞かれても伝えない。

#### ▶切り替えるつもりがないなら、きっぱり断りましょう！困ったときは、消費者センターへ！